

彦根愛知犬上地域  
新ごみ処理施設整備事業に係る  
計画段階環境配慮書の概要

令和2年 6月

彦根愛知犬上広域行政組合

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令元情複、第364号)  
また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 目次

- 事業の目的・内容…………… 2
- 主な地域の概況……………11
- 複数案の設定……………16
- 計画段階配慮事項の選定……………20
- 調査・予測および評価の結果……………23

# 事業の目的・内容

---

## ■ 事業者の名称等

- 事業者の名称 : 彦根愛知犬上広域行政組合
- 代表者の氏名 : 管理者 大久保 貴
- 主たる事務所の所在地 : 犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

## ■ 事業の名称

- 名称 : 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であり焼却により処理する施設の設置の事業

## ■ 対象事業の目的

- 現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバーセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいる。また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

項目	内容
対象事業実施想定区域の位置	彦根市清崎町地先(西清崎) (下図参照)
対象事業実施想定区域の面積	約 4.9 ha



対象事業実施想定区域位置図広域図



対象事業実施想定区域位置図  
(拡大図：航空写真)

## 焼却施設の施設規模

項目	内容
施設規模	147 t/日
処理対象ごみ量	39,729 t/年
処理対象ごみ	燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残さ、災害廃棄物

注) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(144~147t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。現時点の設定であり、変更になる場合がある。

## リサイクル施設の施設規模

項目	内容
施設規模	35 t/日
処理対象ごみ量	7,457 t/年
処理対象ごみ	燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙・衣類、廃食用油、小型家電・乾電池・蛍光管)、その他

注) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(31~35t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。現時点の設定であり、変更になる場合がある。

## ■ 検討の背景

- 本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を進める。
- その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念。
- 平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず断念。



## ■ 事業実施想定区域（施設位置）の検討

- これまでの選定手法を見直し、公募方式により建設候補地を選定、5件の応募。
- また、行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足し、選定委員会では延べ15回の慎重な議論・検討。平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定。
- その後、平成31年2月の組合議会定例会において、建設候補地の白紙撤回を求める決議が可決され、応募5地区から再検討することに。  
⇒ 4つの応募地から再選定への参加意向が示され、全てを建設候補地と決定。  
(彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区)
- 候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、意見交換会、圏域住民からのアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会の結果と、平成29年2月時点の候補地選定結果報告書とを総合的に評価し、**彦根市清崎町地先(西清崎)を最終候補地として選定。**
- 当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認。

## ○ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

## ○環境への負荷の少ない施設

新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

## ○資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

## ○経済性に優れた施設

新施設では費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

## ○災害に強い施設

新施設では災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

## ○社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

- 新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）および既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とする。

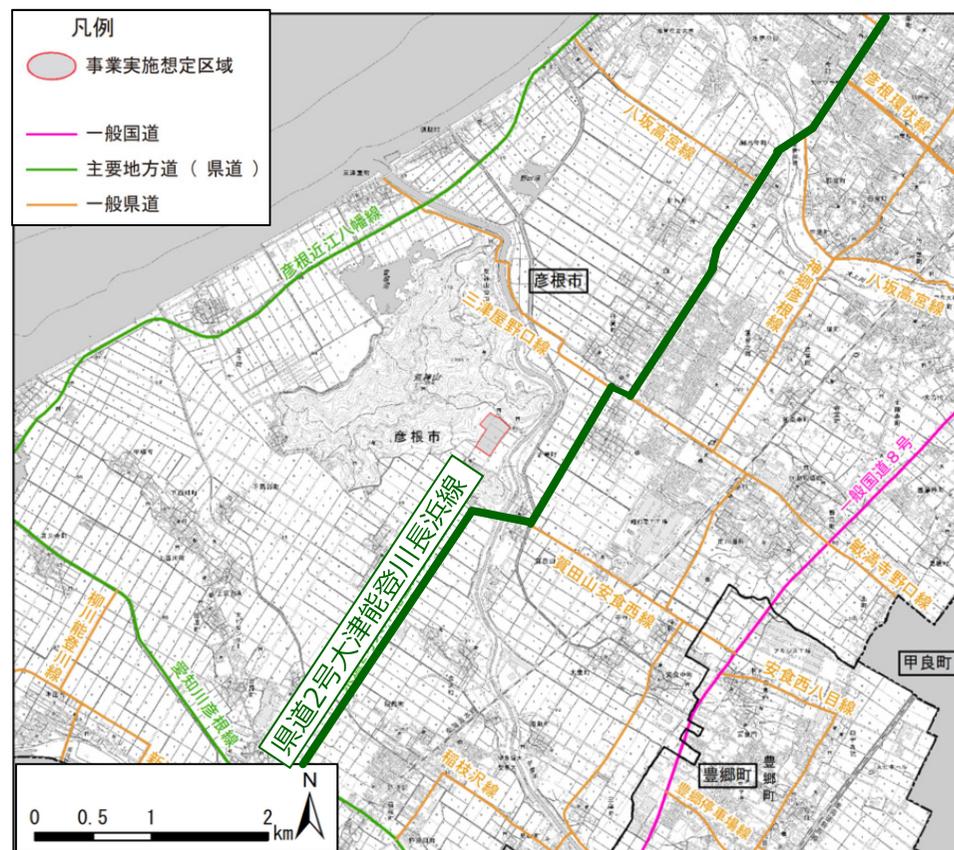
項目	内 容			
	項目	新ごみ処理施設公害防止基準	彦根市清掃センター公害防止基準	法規制基準値
大気	ばいじん (SPM)	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	30 ppm以下	K値14.5以下	K値14.5以下 (3,000~4,000 ppm相当)
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	50 ppm以下	250 ppm以下	250 ppm以下
	塩化水素 (HCl)	30 ppm以下	30 ppm以下	430 ppm以下 (700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
	ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
	水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	50 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下

## 排水計画

- 新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。
- 雨水については、事業実施想定区域に隣接する側溝を経由して公共用水域に放流する計画としている。

## 主要走行ルート計画

- 本事業に係る工事中の工事関係車両および供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に県道2号大津能登川長浜線を走行する計画である。
- 県道2号から事業実施想定区域までの具体的なアクセスルートは、彦根市における道路整備計画と併せて今後検討することとしている。



事業実施想定区域周辺の道路の状況

- 想定するスケジュールは以下の表に示す通りであり、詳細な施工工程等は今後検討する。

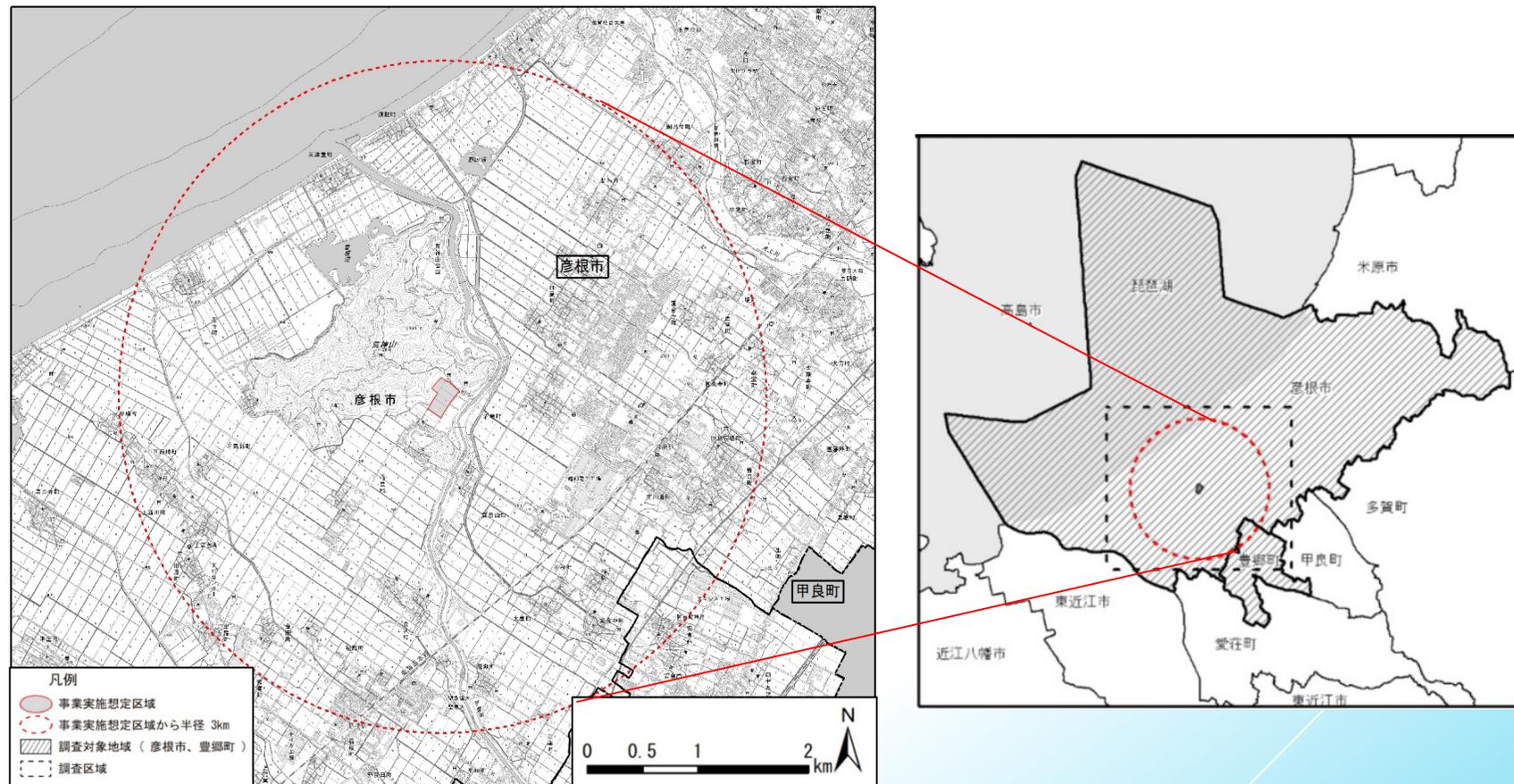
項目/期間	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
施設整備基本計画	■											
事業方式検討		■										
地質調査			■									
測量調査			■	■								
施設整備基本検討			■									
敷地造成実施設計					■							
施設整備事業者測定						■						
土壌汚染状況調査					■							
環境影響評価			■									
都市計画決定手続き			■									
敷地造成工事								■				
施設建設工事（実施設計・施工）								■				

注) 現時点での想定であり、変更になる可能性がある。

# 主な地域の概況

---

- ・ 地域特性（自然的・社会的状況）を把握する範囲は、事業実施想定区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3km程度の範囲を包含する範囲（以下「調査区域」という。）とした。



地域特性を把握する範囲（調査対象地域・調査区域）

## 調査対象地域における大気質測定項目

区分	名称	二酸化硫黄（注1）	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質（注2、3）
一般環境 大気測定局	彦根局	○	○	○	○	○	○
地域特設 監視地点	彦根 （県立彦根 工業高校）	-	-	-	-	-	○



大気質測定位置図

注1) 二酸化硫黄の測定は平成25～28年度に実施された。  
 注2) 有害大気汚染物質の測定は、平成26～28年度は一般環境大気測定局である彦根局（県立盲学校）で、平成29年度は県立彦根工業高校敷地内で実施された。

注3) 有害大気汚染物質の項目は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、トルエン、塩化メチル、アセトアルデヒドである。

注4) “-”は当該項目の調査が実施されていないことを示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質においては環境基準を満足している。光化学オキシダントはいずれの年度も環境基準を満足していなく、微小粒子状物質は環境基準を超過した年度があったが概ね満足している。

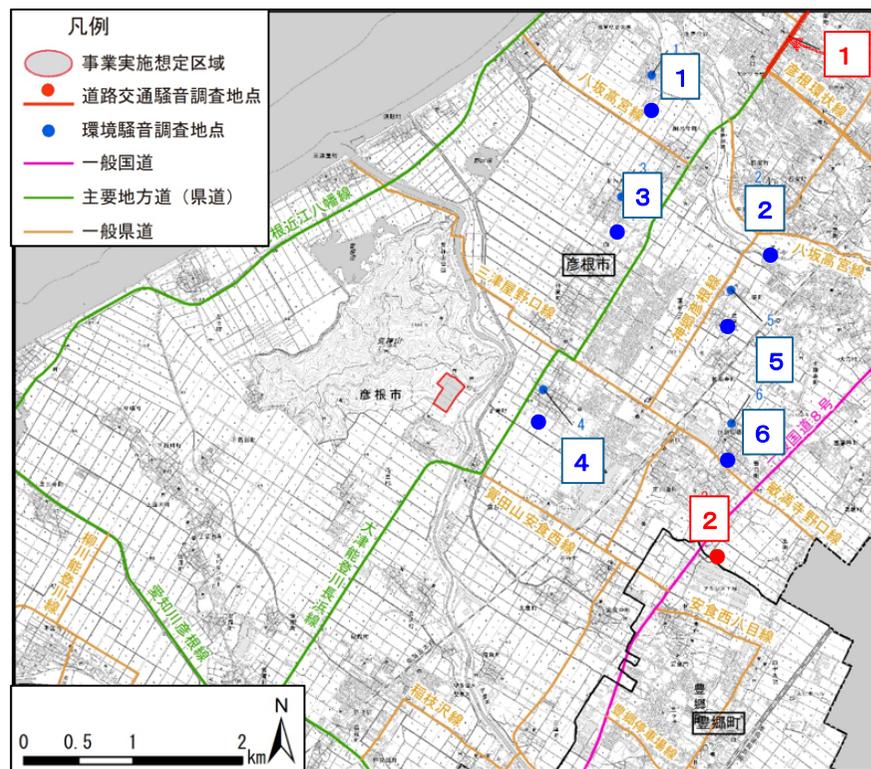
## 騒音

### ○道路交通騒音

No.	路線名	調査対象区間 (調査地点)	地域 類型	近接 空間 特例	騒音測定結果					
					騒音		騒音 環境基準		要請限度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	主要地方道 (県道) 大津能登川長浜線	戸賀町西交差 点～馬場町1丁 目交差点の東 約0.2km	C	有	65	59	70	65	75	70
			C	有	66	59	70	65	75	70
2	一般国道8号	彦根市 南川瀬町	C	有	72	71	70	65	75	70

### ○環境騒音

No.	調査地点	地域類型	年度	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )		環境基準との比較 ○：基準値以下	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	開出今町蔵の町団地	B	平成30 年度	42	40	○	○
2	宇尾町白山神社	B		49	40	○	○
3	甘呂公民館	B		45	37	○	○
4	清崎町	B		42	38	○	○
5	堀町	B		52	44	○	○
6	川瀬馬場町八幡神社	B		44	39	○	○



調査区域の道路交通騒音および環境騒音調査地点位置図

道路交通騒音に関しては、主要地方道（県道）大津能登川長浜線では環境基準および要請限度を満足しているが、一般国道8号では昼間に環境基準を超過しているほか、夜間に環境基準および要請限度を超過している。環境騒音に関しては、全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を満足している。

## 振動・悪臭

調査区域において、振動（道路交通振動・環境振動）・悪臭に係る既存資料はない。

## 景観

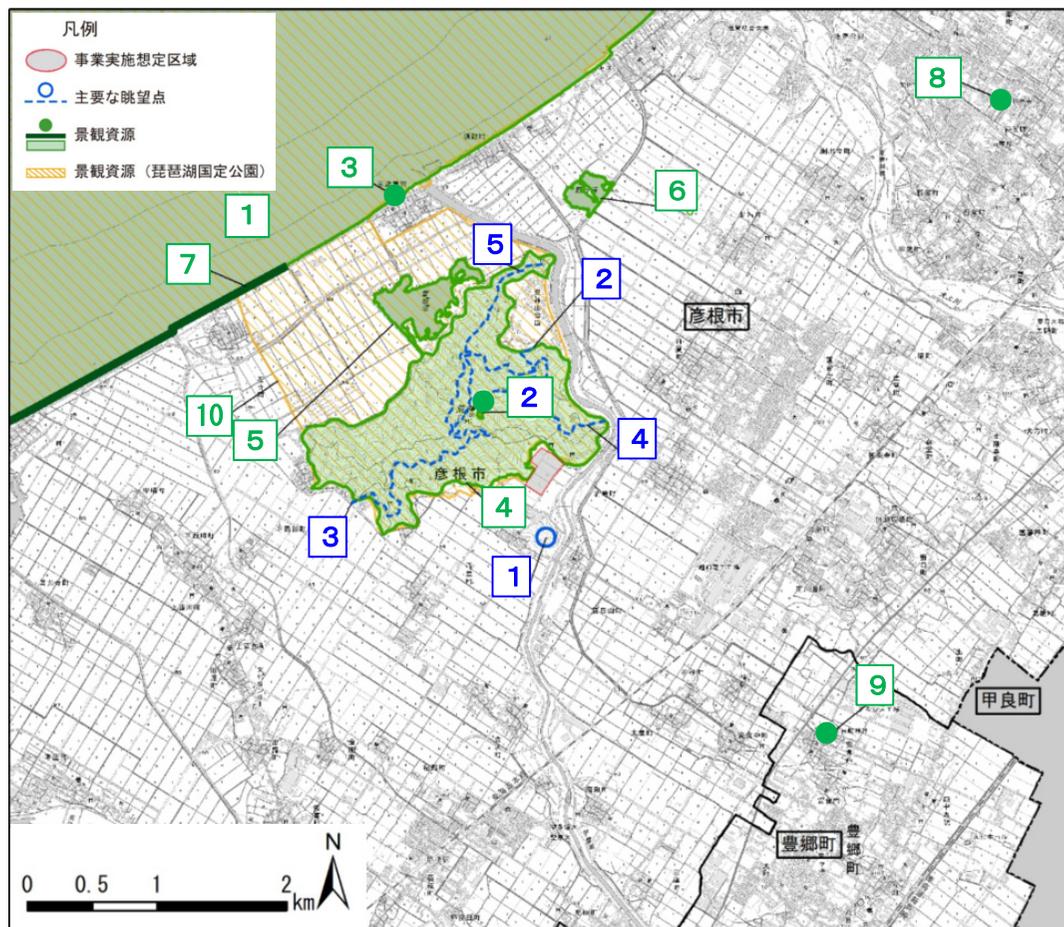
### <主要な眺望点>

	名称
1	山崎山城跡
2	三角点コース（荒神山）
3	林道荒神山線（荒神山）
4	林道日夏山線（荒神山）
5	唐崎コース（荒神山）

注) No.2～5は荒神山に設定されたウォーキングコースであり、コース上に複数の眺望点が存在する。

### <景観資源>

	名称	種類
1	琵琶湖	湖沼
2	荒神山のタブ林	植物群落（特定植物群落）
3	三津屋のハマヒルガオ群落	植物群落（特定植物群落）
4	荒神山	非火山性孤立峰、彦根八景
5	曾根沼	湖沼
6	野田沼	湖沼
7	石寺浜並木	湖岸、風景林、彦根八景
8	明照寺庭園	市指定名勝
9	阿自岐神社庭園	県指定名勝
10	琵琶湖国定公園	国定公園



調査区域の主要な眺望点および景観資源位置図

# 複数案の設定

---

## 滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号、最終改正平成28年告示第170号）

- 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮対象事業を実施する**区域の位置**、配慮対象**事業の規模**または配慮対象事業に係る**建造物等の構造**もしくは**配置**に関する複数案を設定

## 本配慮書における複数案の設定方針

本配慮書では、**「建造物等の配置」「建造物等の構造」**を対象とした複数案を設定（環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案）

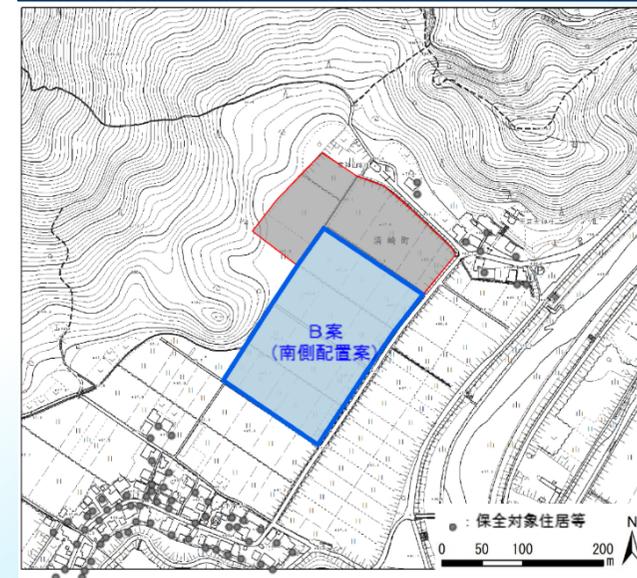
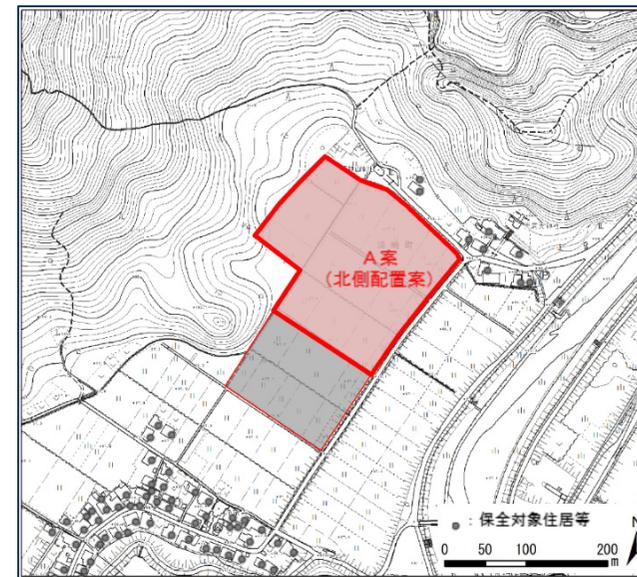
### < 参 考 >

- 区域の位置**：平成29年2月時点の候補地選定報告書を踏まえて総合的に評価したうえで彦根市清崎町地先に選定されており、代替性がないため単一案とする。
- 事業の規模（施設の処理能力）**：安定的なごみ処理を行うために必要な規模の処理能力を設定するため、代替性がないため単一案とする。
- 建造物の構造**：主要な施設となる煙突の高さについては、現時点で複数案の検討が可能であることから、**複数の煙突高さを設定して影響の検討を行う**。
- 建造物等の配置**：建造物等の配置の違いによって環境面の影響に差異が生じることから、**複数の建造物等の配置を設定して影響の検討を行う**。
- 本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）**：長期にわたる安定的なごみ処理を行うためには、新ごみ処理施設の整備が必要不可欠であるため、設定しない。

## ■ 建造物等の配置に関する複数案

	施設 <sup>注)</sup> の配置	概要
A案	北側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域北側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の北側に集約することを想定する。</li> </ul>
B案	南側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域南側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の南側に集約することを想定する。</li> </ul>

注) 複数案の設定の対象とする「施設」には、条例対象事業である焼却施設に加え、稼働に伴う騒音・振動の影響が生じる可能性がある施設として、関連施設であるリサイクル施設も含めて検討を行うこととする。なお、これらの施設の具体的な配置は、今後プラントメーカーの提案を踏まえて検討する。



## ■ 建造物等の構造（煙突高さ）に関する複数案

	煙突高さ	概要
X案	59 m	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観への影響低減に留意した案。</li><li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例が最も多い高さを考慮して設定した。</li><li>・ 航空法（昭和27年法律第231号）の制約を受けない最大の高さである。</li></ul>
Y案	80 m	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 排ガス拡散の促進に留意した案。</li><li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例のうち、上記の59mを超える高さを設定している事例の中で設定事例が多い高さ（80m）を考慮して設定した。</li></ul>

注) 類似施設：全国の一般廃棄物焼却施設のうち、施設規模が類似する処理能力100 t/日以上以上の施設。（環境省データベースを参考に調査）

# 計画段階配慮事項の選定

---

## 滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号、最終改正平成28年告示第170号）

- 事業特性および地域特性についての情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（環境要素）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討すること。

## 本事業における計画段階配慮事項の選定方針

- 事業実施想定区域は耕作地であり、事業の実施にあたって自然環境の大規模な直接改変は行わないことに加え、供用後には公害防止基準を達成する対策を図ることから、いずれの環境要素についても、重大な影響は回避または低減が図られるものと想定される。
- ただし、事業実施想定区域は周辺に琵琶湖国定公園や荒神山風致地区が存在するほか、住居等が近接するという特徴を有しており、事業の計画立案にあたっては、これらの地域特性を踏まえた環境保全を図っていくことが必要である。



本配慮書では、設定する複数案間で影響の差異が生じる項目を計画段階配慮事項として選定

項目		計画段階配慮事項として選定した理由
環境要素	影響要因	
騒音・振動・悪臭	土地または工作物の存在 および供用	施設の稼働 施設の稼働に伴い発生する騒音、振動およびごみピットから漏洩する悪臭が周辺環境に及ぼす影響の程度は、事業実施想定区域内の施設の配置に係る複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
大気質		施設の稼働 施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質および有害物質が周辺環境に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
景観		施設の存在 施設の存在が主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。

# 調査、予測および評価の結果

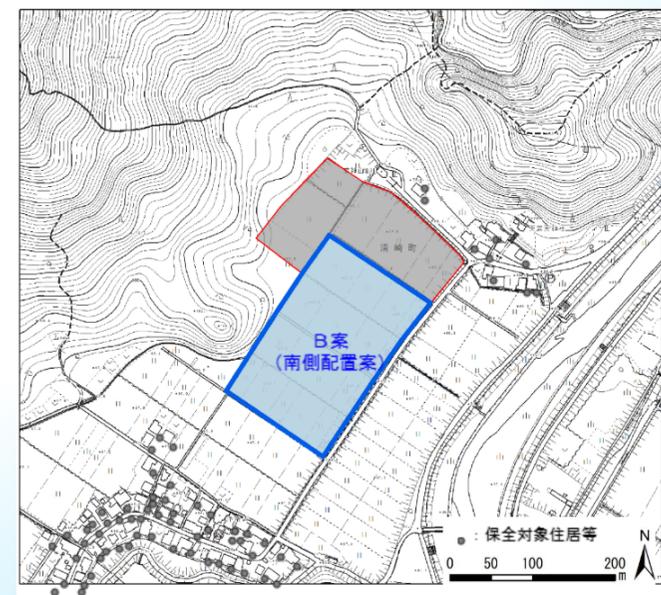
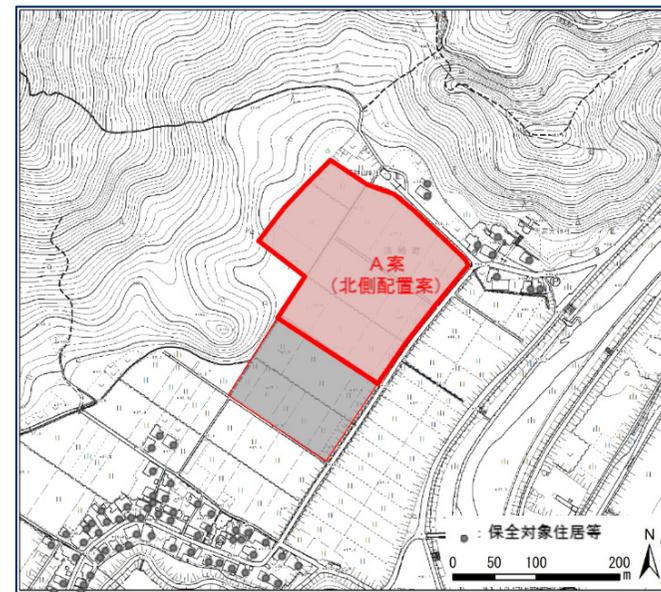
---

## 調査の結果

- ・ 事業区域想定区域の北東側に数件の家屋が近接し、最寄りの住居は事業実施想定区域から約10mの位置に存在する。また、南側約100m以遠には集落が存在する。
- ・ なお、事業実施想定区域周辺には神社・寺院および事業所が存在するが、特定騒音・振動の発生源となる施設および悪臭を発生する施設は存在しない。

## 予測方法等

- ・ 予測項目 : 施設の稼働に伴って発生する騒音、振動および悪臭の影響とした。
- ・ 予測方法 : 施設稼働に伴う騒音、振動および悪臭の影響について、具体的な施設の配置計画や、使用する機械の種類、配置、台数等が未定であり、定量的な予測が困難なため、施設からの距離に応じた保全対象住居等の数を比較する定性的な方法とした。



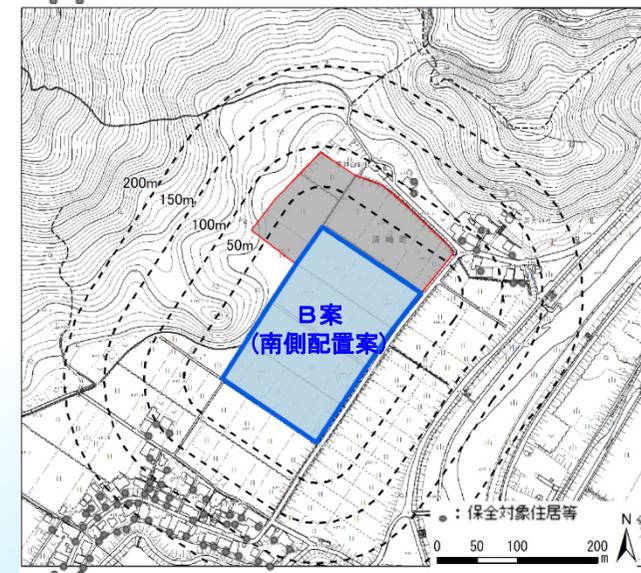
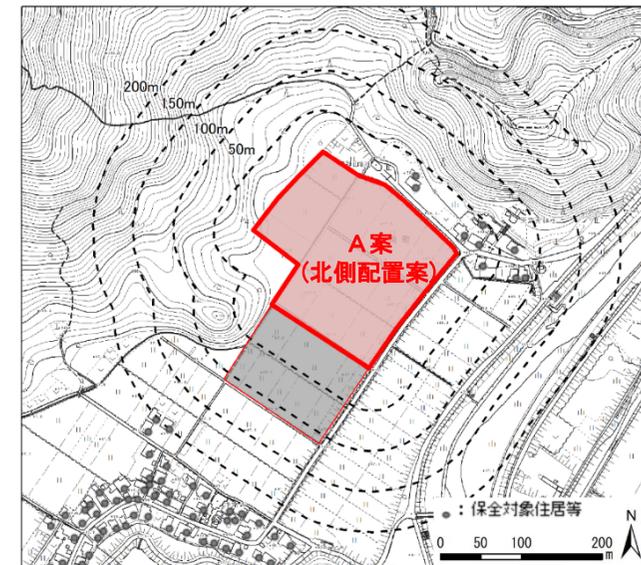
施設の配置に係る複数案  
(A案(北側配置案)とB案(南側配置案))

## 予測・評価の結果

- 施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭については、法令等に基づく規制基準の順守を図ることから、A案（北側配置案）、B案（南側配置案）ともに周辺環境への著しい影響は生じないと考えられる。
- ただし、A案・B案では施設の配置区域周辺における保全対象住居等の数が異なる。
  - 配置区域から100m以内の保全対象住居等の数はA案の方がB案に比べて多くなる。
  - B案は100m以遠ではA案に比べ住居等の数が多いが、配置区域からの離隔が確保されることから影響は低減すると考えられる。

施設の配置区域 境界からの距離	50m 以内	100m 以内	150m 以内	200m 以内
A案(北側配置案)	6軒	9軒	9軒	11軒
B案(南側配置案)	0軒	5軒	27軒	47軒

- このことから、騒音、振動および悪臭の影響は、A案の方がB案に比べて大きくなると予測される。



周辺の保全対象住居等の分布  
(A案(北側配置案)とB案(南側配置案))

## ■ 環境配慮事項

- 機械類は極力低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。
- ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。

※方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した大気質以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

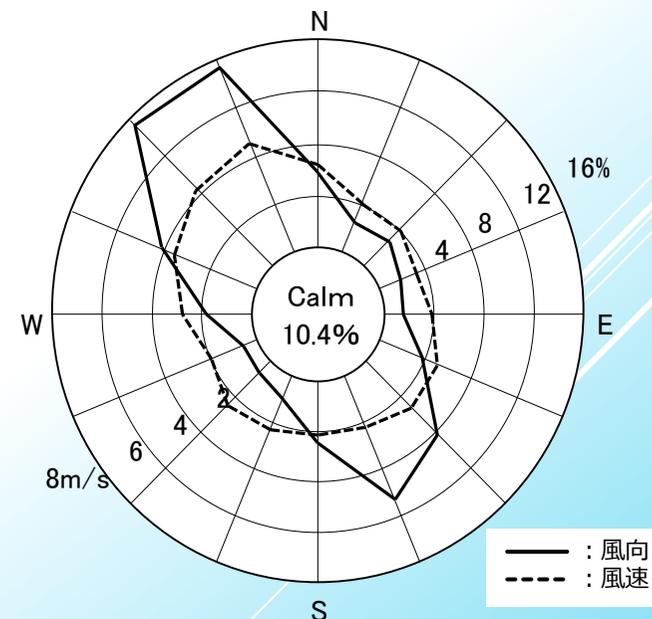
### 調査の結果

#### ① 大気質濃度

物質 \ 測定局	年平均値 (二酸化硫黄は平成28年度、その他は平成29年度)			
	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
彦根局 (県立盲学校)	0.002	0.007	0.018	—
県立八日市南 高等学校敷地内	—	—	—	0.012

#### ② 気象

- 彦根地方気象台の風向・風速の観測結果 (平成31年1月～令和元年12月) より、以下の傾向が見られた。
- 風向**：北西・北北西の風の出現頻度があわせて30%を超え、琵琶湖からの湖風が卓越していた。
- 風速**：年間の平均風速は3.2m/sであり、西から北寄りの風が強い傾向が見られた。



注) calm (静穏率) は風速が1.0m/s未満であることを示す。

風配図 (彦根地方気象台 : H31.1~R1.12)

### 予測方法等

- ・ **予測項目** : 施設稼働後に排出される煙突排ガス中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類等の年平均値とした。
- ・ **予測方法** : 窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、プルーム式・パフ式による計算を基本として年平均値を予測した。なお、風向および風速は、彦根地方気象台における平成31年1月～令和元年12月の測定結果を用いた。

### <予測に用いる煙突排ガスの諸元>

項目		設定値
乾きガス量 <sup>注1)</sup>		31,000m <sup>3</sup> N/h × 2炉 (計 62,000m <sup>3</sup> N/h)
湿りガス量 <sup>注1)</sup>		38,000m <sup>3</sup> N/h × 2炉 (計 76,000m <sup>3</sup> N/h)
排ガス温度 <sup>注2)</sup>		150℃
吐出速度		28m/s
排出濃度 <sup>注3)</sup>	硫黄酸化物	30ppm
	窒素酸化物	50ppm
	ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> N
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

注1) 乾きガス量および湿りガス量は、新ごみ処理施設稼働時の計画ごみ質の元素組成および施設規模を元に試算した排ガス量とした。なお、白煙防止用空気を含む場合を想定して設定した。

注2) 排ガス温度は低い方が、煙突排ガスの上昇が抑えられることから、地上濃度は高くなる傾向がある。そこで、類似規模施設の数値のうち低い温度を設定した。

注3) 排出濃度は、新ごみ処理施設の公害防止基準を元に設定した。

### ■ 予測・評価の結果

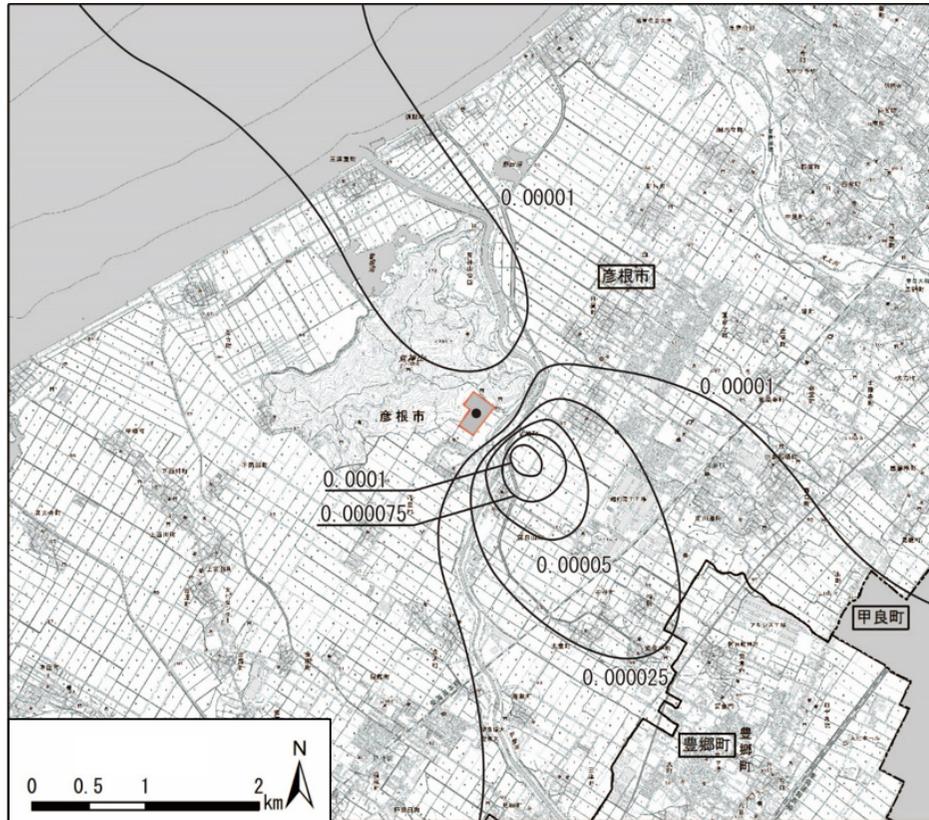
- 最大着地濃度地点は南東方向に出現し、煙突位置からの距離はX案（煙突高さ59m）が約530m、Y案（煙突高さ80m）が約570mとなると予測される。
- また、最大着地濃度地点における寄与濃度は、X案の方がY案と比べ若干高くなると予測されるものの、寄与濃度は現況のバックグラウンド濃度と比べて十分小さいため、将来濃度（施設の稼働後に想定される環境濃度の年平均値）はバックグラウンド濃度と概ね同様の値となると予測される。
- また、X案およびY案ともに将来濃度は同等の値となり、複数案間の差異は生じないと予測される。

項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の2%除外値または年間98%値	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	X案：59m	0.002	0.000122	0.002	0.004	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下
	Y案：80m	0.002	0.000090	0.002	0.004	
二酸化窒素 (ppm)	X案：59m	0.007	0.000123	0.007	0.018	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	Y案：80m	0.007	0.000091	0.007	0.018	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	X案：59m	0.018	0.000041	0.018	0.044	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	Y案：80m	0.018	0.000030	0.018	0.044	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	X案：59m	0.012	0.000407	0.012	-	年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	Y案：80m	0.012	0.000299	0.012	-	

### <寄与濃度予測結果図(二酸化硫黄)>

X案：煙突高さ59m

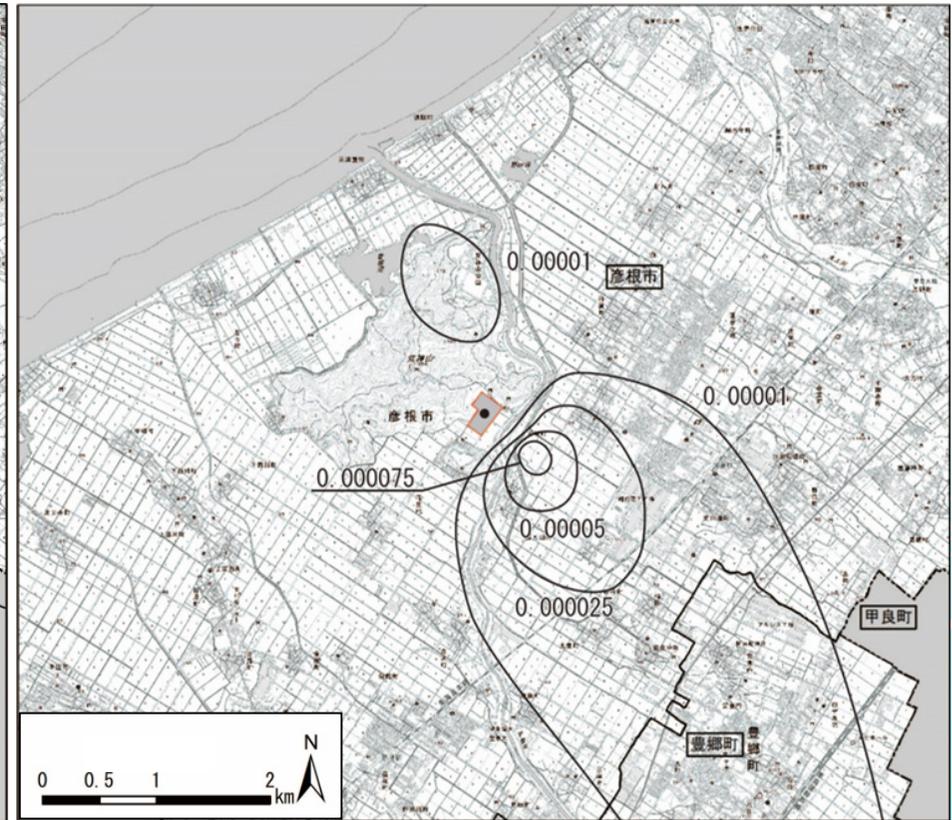
Y案：煙突高さ80m



単位：ppm

凡例

- 事業実施想定区域
- 煙突の想定位置



単位：ppm

凡例

- 事業実施想定区域
- 煙突の想定位置

### ■ 環境配慮事項

- 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。

※方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した大気質以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

## 調査の結果

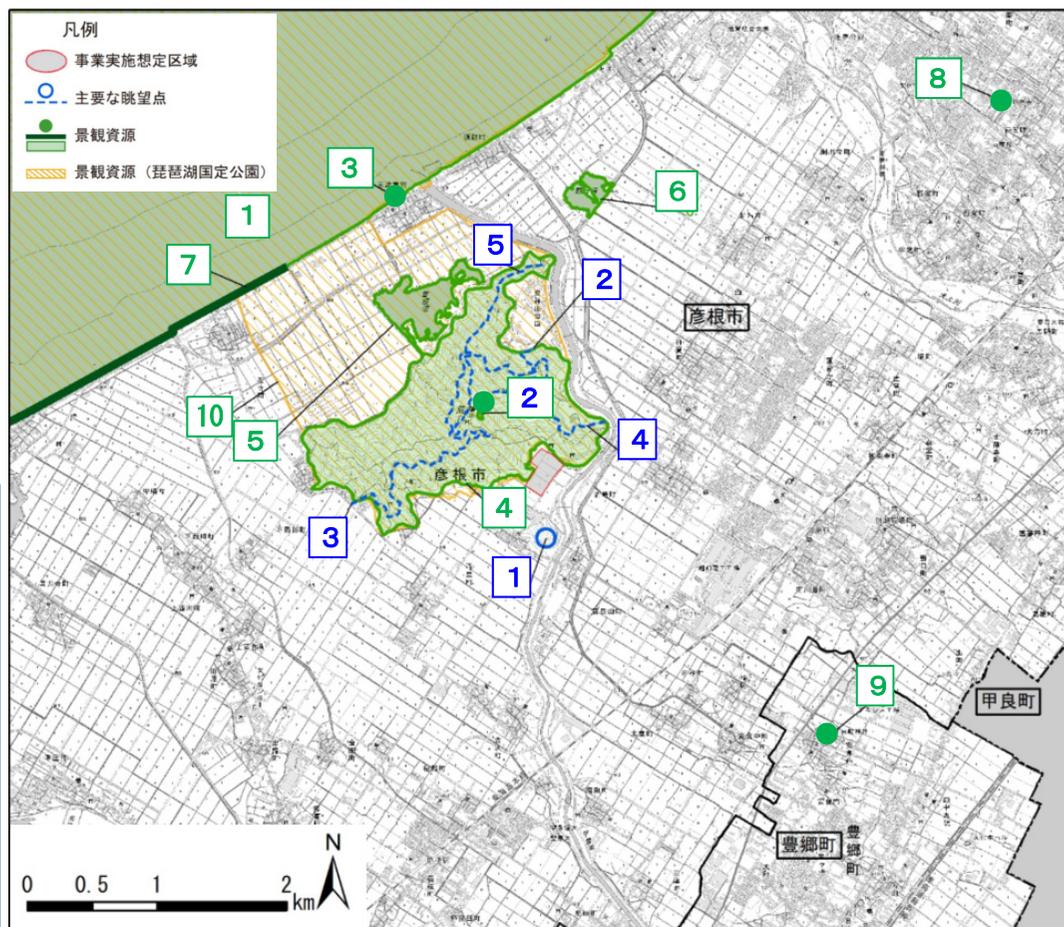
### <主要な眺望点>

	名称
1	山崎山城跡
2	三角点コース(荒神山)
3	林道荒神山線(荒神山)
4	林道日夏山線(荒神山)
5	唐崎コース(荒神山)

注) No.2~5は荒神山に設定されたウォーキングコースであり、コース上に複数の眺望点が存在する。

### <景観資源>

	名称	種類
1	琵琶湖	湖沼
2	荒神山のタブ林	植物群落(特定植物群落)
3	三津屋のハマヒルガオ群落	植物群落(特定植物群落)
4	荒神山	非火山性孤立峰、彦根八景
5	曾根沼	湖沼
6	野田沼	湖沼
7	石寺浜並木	湖岸、風景林、彦根八景
8	明照寺庭園	市指定名勝
9	阿自岐神社庭園	県指定名勝
10	琵琶湖国定公園	国定公園



調査区域の主要な眺望点および景観資源位置図

#### <眺望点・景観資源の状況（林道荒神山線（荒神山））>

- ・ **眺望点および眺望の状況** : 眺望点は南東～南方向の眺望が開けており、南東に位置する事業実施想定区域方向を望むことができる。
- ・ **景観資源の視認状況** : 事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できないが、高取山の山並みや耕作地が景観を特徴づけている。



主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果  
(林道荒神山線（荒神山）)

#### ■ 予測方法等

- ・ **予測項目** : 眺望景観の変化の程度について予測した。
- ・ **予測方法** : 主要な眺望点および景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成した。

主要な眺望点から施設（煙突）が視認される場合には、仰角、俯角および垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。

#### ■ 予測・評価の結果

#### <フォトモンタージュ（林道荒神山線（荒神山））>

眺望景観（X案：煙突高さ59m）



俯角：9.9度 垂直視角：0.9度

眺望景観（Y案：煙突高さ80m）



俯角：9.9度 垂直視角：2.4度

複数案	X案	Y案
眺望景観 に対する 影響の程度	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。</p>	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。 ただし、眺望点における煙突部分の俯角および垂直視角は、X案に比べ若干大きくなる。</p>

#### 環境配慮事項

- 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。

※方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した景観以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

建造物等の配置に関する計画段階配慮事項（騒音・振動および悪臭）の複数案間の評価結果を表に示す。

- 騒音・振動および悪臭**：A案（北側配置案）およびB案（南側配置案）ともに法令等に基づく規制基準を遵守することから騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、A案（北側配置案）の方がB案（南側配置案）に比べ、施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が多くなるため、**B案（南側配置案）の方が相対的に優位**と評価する。

項目	A案（北側配置案）	B案（南側配置案）
騒音・振動 および悪臭	<p>騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、B案に比べて施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が多いため、騒音・振動および悪臭の影響は相対的に大きくなる。</p>	<p>騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、A案に比べて施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が少なく、騒音・振動および悪臭の影響は相対的に小さくなる。</p>

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

建造物等の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果を表に示す。

- **大気質**：X案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m）ともに現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足するためいずれの案も同等と評価する。
- **景観**：眺望点からの眺望においてY案（煙突高さ80m）の方がX案（煙突高さ59m）に比べ、煙突部分の垂直視角の程度が若干大きくなるため、X案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価する。

項目	X案（煙突高さ59m）	Y案（煙突高さ80m）
大気質	Y案に比べ排ガスの寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるが、将来濃度はY案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	将来濃度はX案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。
景観	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化もわずかであるため、眺望景観への影響は小さい。	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化もわずかであるため、眺望景観への影響は小さい。ただし、眺望点における煙突部分の垂直視角は、X案に比べ若干大きくなる。

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

**ご清聴ありがとうございました**

---